

教育自治の理論

— I の 5 —

勝野 尚行

- 序 田中耕太郎の教育思想の研究に際して
- 第2節 教育基本法制の理念
 - I 教育基本法の成立
 - 田中耕太郎の教育思想の解明 (8)
 - 『教育と政治』好學社版
 - 「司法と教育」

序 田中耕太郎の教育思想の研究に際して

本書『教育と政治』（好學社、1946年11月刊）に収録された論文のなかには、「日本君主制の合理的基礎」（1945・3執筆、45・9加筆）とか、「教育勅語論議」（1946・3執筆）とか、さらに「天皇制の弁明」（1946・1執筆）などがある。これらの論文はいずれも、田中が教育勅語・天皇制にたいして、変わらぬ支持を表明したものである。つまり田中は、敗戦後においてもなお、教育勅語および天皇制にたいする強烈な擁護論者であり続けたのである。田中耕太郎の戦後の教育改革思想の研究において、この事実を無視することは到底できない。この事実をどのように解するか。

このことは、敗戦後日本の教育改革を指導した思想が、相当に深刻な矛盾を内包した思想であったことを意味している。それがけっして一枚岩のものではなかったことを、意味しているのである。

しかし、あらかじめいっておかなくてはならないことは、戦後教育改革を

指導した田中耕太郎の教育改革思想の総体のなかでは、平和主義・民主主義・人権尊重のような普遍人類的思想（これを田中自身は「自然法的思想」の名で呼んでいる）こそが圧倒的に優位な位置を占めているのであって、教育勅語擁護論等のような、かれが戦前・戦時からひきずっている思想のごときは、そのなかでは、けっしてそれと同等な位置を占めるものではなかったということである。むしろかえって、かれが教育勅語を弁護するとき、かれはそのなかに上記のような自然法的思想が流れていると解釈（誤解）して、その弁護をしていたということに、よく注意しなくてはならない。

やがては私も、田中の、教育勅語論や日本天皇帝制論に論及していかななくてはならないけれども、そこでは、「田中耕太郎の教育思想のなかでは、平和主義・民主主義・人権尊重等の普遍人類的思想と教育勅語・天皇制の弁護論とが、同等の資格で共存していた」などという理解が、どれほど真実からほど遠い理解の仕方であるか、徹底的に実証することになる。

『教育と政治』好学社版に関して

本『論集』論文「教育自治の理論—Ⅰ—」で目下のところ取り上げているのは、田中耕太郎『教育と政治』（好学社、1946年）である。その本格的な内容分析を試みたものとしては、この「Ⅰの5」が最初になるが、実は、この「Ⅰの5」から始まって「Ⅰの7」までの3論文は、いずれも確実に、この『教育と政治』の内容分析を試みたものとなり、手許にあと2つの論文が残っている。あるいは「Ⅰの8」まで、『教育と政治』の内容分析論文となるかもしれない。つまり、いま振り返って考えてみると、私自身としては、この『教育と政治』の内容分析に、これまでのどの田中耕太郎の著書・論文の内容分析に比較してみても、もっとも手間取ったということになるわけである。いったいどうしてこれほどまでに手間取ってしまったのか、そのことを反省してみることは、田中の著書『教育と政治』の特徴を浮き彫りすることになるようにも思われる。

確実にいえることは、この著書に収録された論文が敗戦直後（1945・8）から翌46年9月までのものであることに関して、本書のなかで田中が、戦前日本の軍国主義・過激国家主義の思想・教育・文化・政治に対して、もっとも精力的な批判を行っていること、その過誤に対する批判を踏まえて戦後日本の教育の方向づけを行っていること、そのことが本書をとりわけ1980年代のいま、価値あらしめているということである。本書のなかに田中は、まことに名文と評することのできる一節、「過去に対する根本的の批判と反省とが行はれることなしには、将来に対する永久的な創造と建設とは不可能である」という一節を書き込んでいるが、この命題に従って田中自身が日本の過去と将来に本書収録論文で論究していったことが、本書の価値をとりわけ高めているといってもよい。過去への批判・反省を鋭く行いながら、そのうえで将来を展望したものだという点で、田中の諸著作のうち、これこそもっとも評価に値する著書であるかもしれないと思っている。

田中耕太郎の著書等に関するメモ

『教育と権威』 この題名の著書には、岩波書店・1946年刊のものと、勁草書房・1949年刊のものと、2種類のものがある。内容・構成等は同じものである。違うところは序の内容だけである。

46年版の序には、「本書は既往10年間に或は教育問題や私淑してゐた教育者に関して、或は学生の精神的指導の意味を以て物したところの小稿を編集したものである。其の多くは非常時局中に書かれたものであるが、時局的色彩を超越し、普遍的課題を取扱ったものである故に、今日尚ほ教育上何等かの意義を有するものと考へる」とだけあるけれども、49年版の序には迎合主義的傾向に対する批判が盛り込まれている。「本書に収めたところの諸篇は、終戦後に書かれた2,3の小文を除いて、大体において日華事変勃発後太平洋戦争開始にいたる数年間に発表せられたものである」と、収録論文の発表期間をより具体的に示しながら、次のように書いている。

「非常時局の下に書かれた諸篇において、私は自分の言わんと欲する全部を言い尽すことができなかったことを遺憾とする。その当時の言論の弾圧は相当峻烈なものがあった。しかしながら我々学究には幸にして少くとも沈黙の自由は存在しており、とくに迎合や附和雷同はする必要がなかったのである。のみならず教育者として及び学究としての責任感から、私は多少でも残されていた最少限度の自由の範囲を極度に利用することは我々の義務だと考えた。このような態度から、諸篇の取り扱った主題は、いづれも一時的な時局の要望を超えて、教育の本質的永遠的な課題の見地から、ファッション的、神がかり的教育論を、残されていた自由の範囲内において批判したものである。」(序、1-2ページ)

言論人・知識人たちが次々に時局に迎合し附和雷同していくさまを苦々しく眺めながら、田中は「残されていた最少限度の自由の範囲」を最大限度に利用することを義務だと考えて、「教育の本質的永遠的な課題」に迫り、ファッション的・神がかり的な教育論を批判した、その成果が『教育と権威』だということになる。田中の、このような時局への対応については、我々はこれをそれ相応に評価しなくてはならない¹⁾。日本の言論人・知識人の時代迎合主義の傾向は、過去においても現在でも、あまりにも甚だしいからである。

「私の立場は法哲学や政治理論に関してと同様に、教育に関しても、ファッション的権威主義、無政府主義的自由主義、唯物主義的共産主義を排し、正しいヒューマンイズムの人間観に立脚する自然法的世界観が基調となっているのである。この立場は終戦の前後を通じて同一であり、終戦後公にした諸著述は畢竟するに持論の継続及び発展に外ならないのである。」(序、2ページ)

そして田中は、49年版の序においては、このように積極的にその立場を明らかにしているのである。

『教育と政治』 この題名の著書にも、好学社・1946年刊のものと、IDE教

育選書・民主教育協会・1964年刊のものと、2種類のものがある²⁾。内容・構成等はまったく別物である。64年版は、人間形成の教育、教育と政治、政治教育（教育の政治的中立性、国家公民教育、政治教育、政治的活動の禁止）の3章からなる、59ページの小著である。しかし、これは新たに書き下されたものではなく、『教育基本法の理論』（有斐閣、1961年）のなかの関係部分の若干を講話体書き直しただけのものである。その第1編第1章第1節「序説」の一部（『教育基本法の理論』3—10ページまで）、同第3節「教育と政治」の一部（同、28—35ページまで）、第3編第2章「政治教育」の全部（同、599—622ページまで）の3つが、その関係部分である。したがって64年版の『教育と政治』は、『教育基本法の理論』にそのまま収録されているということになる。追って私は、『教育基本法の理論』の内容分析も行うので、64年版については取り上げるまでもない。

〔註〕

- 1) 論文「平和の使徒たらむ」（1945・9執筆）のなかでも、田中は、その時局への対応の仕方について、次のように書いている。

「我が国に於て極めて少数な、篤信の基督教徒は、満洲事変勃発以来朝夕の密室の祈禱に於て、『御国の来らんことを、御意の天に行はるる如く地にも行はれんことを』（Thy kingdom come, Thy will be done in earth, as it is in heaven.）を如何に熱烈に繰返したことであらう。実際微力であった我々は闇から闇に葬り去られる殉教に甘んぜず、多少でも祖国を正道に引戻さうと意図する限り、消極的抵抗（passive resistance）と臆病にまで慎重な態度を以てする所の、言論の残された最少限度の機会と自由の範囲とを利用すること以外には、心から此の祈禱を以て天に訴ふる唯一の途しか存しなかつたのである。」（『教育と政治』好学社版、1—2ページ）

田中の戦前・戦時期における時局への対応の仕方は、「消極的抵抗」の姿勢で一貫していたといえるであらう。

- 2) 『教育と政治』64年版の内容を確認するためには、その貸し出しが認められないため、国立教育研究所へ出かけて現物を見るよりほかなかつた。出かけたのは1985年度の日本教育学会全国大会が埼玉大学で開かれたとき、その期間中のことであつた。

第2節 I 教育基本法の成立

田中耕太郎の教育思想の解明 (8)

『教育と政治』好学社版(続き)

(1) では田中は、「過去に対する根本的の批判」を、より具体的には15年戦争への批判を、どのように行っているか。

「此度のみじめな敗戦と、戦争中に払った深甚な犠牲とは、戦争目的に於ける倫理性即ち国際法理論に於けるスコラ哲学者の『正当原因』(justa causa)の欠如と、比島、大陸其の他に於ける人目を覆はしむるやうな数々の暴逆な事例に対する天罰であった。仮に勝利を得たとすれば、国民は永久に反省の機会を与へられず、永年の痼疾である軍国主義と民族的驕慢心とは国家を破滅の淵に導いたであらう。又国民が軍閥の桎梏から解放される希望は永久に失はれたであらう。」(同、3ページ)

ここには日中戦争に始まる15年戦争を、倫理的正当性のない、暴逆行為の事例に満ちた、不正義の侵略戦争としてとらえ、その敗戦を天罰としてとらえる、かれの15年戦争観と、かれ特有のベシミズムとがよくあらわれている。不正義の侵略戦争というかれの15年戦争観は、終始一貫したものであった。

「我々は何故に戦争に負けたか。要するに始むべからざる、戦争を始めたから負けたのである。(中略)日本が戦争を始むべき倫理的理由が欠如していたことが、我々にとっての致命的の欠陥であった。」「侵略的戦争は国際法違反であるのに拘らず、資源の獲得、勢力の伸長、国家の繁栄等の為めに或は大陸或は南方に手を伸ばした。王道主義や八紘為宇は此の侵略主義をカムフラージュする為めの標語に過ぎず、占領地に於て我が軍が実行していたところは、其の標榜したところと甚だ程遠いものがあつた。」(同、

140—141 ページ)

それは「倫理的に始むべからざる戦争を始めたことが悪なのである」という意味で反道義的であり、「殊に大陸や南方に於て軍人等に依り犯された残虐行為」(同, 148 ページ)において非人道的であった。少なくとも二重に道義に反する戦争であった。「我が日本は満洲事変, 支那事変及び太平洋戦争に依って, 人類に対し重大な犯罪行為を敢てした」のであるかぎり, 「此度の敗戦はそれ等の罪業に対する摂理的な神罪であった」といわなくてはならない(同, 47 ページ)。

「我々はポツダム宣言の条件が決して甘いものではないことを十分承知している。厳格な条件は我が国民が支那, 南方諸地域其の他連合諸国に対し, 又一般的に全人類に対して犯した大なる罪悪に対する償ひとして甘受すべきものである。然しそれが如何に苛烈な重荷であっても, それは軍国主義者の徹底的抗戦の齋^{もた}らす悲惨な結果とは比較にならぬ程度であることを理解し, 平和の実現を感謝しなければならぬのである。」(同, 8 ページ)

日中戦争から太平洋戦争に至る 15 年戦争を, 中国をはじめとする東アジアの諸国民に対して, はては世界の全人類に対して, 大きな罪悪を犯した戦争とみていることは, ここにも明白である。

(2) 論文「教育者に^{うった}懺ふ」(1946・5・29 執筆)のなかでも, 「敗戦の原因を反省しなければならぬ」ことは確かであるが, 「敗けたから反省するのであってはならぬ」「万一勝ってても反省しなければならなかったのである」とか, 「敗けたこと自体は罪悪でも恥辱でもない」「正義の為に戦ふ者が暴力に敗けることがないとは限らない」などと述べながら(同, 167—168 ページ), 問題の所在と今後の課題とを以下のように指摘している。

「問題の重点は勝敗にあるのではなく, 正しからぬ戦争, 即ち正当の理由のない戦争を開始したことが罪悪と恥辱だと言ふことにある。」(同, 168 ページ)

「大きな過ちを犯したことに因って真の改心が行はれるならば、而して前途に新しい生活が展開し、高貴な使命が自覚せられるならば、過ちを犯したことに因って支払はせられた絶大な犠牲も徒爾^{とじ}ではないと言へやう。我々はこのことを将来の日本を背負って立つ少国民の心に深く刻み込むことに臆病であってはならない。」(同、168ページ)

「我が日本は過去に於て長い間思想的政治的に斯様^{かよう}な過誤を犯して来たこと」について、「素直な心持で承認し」、そのうえで「宗教的の純真さと誠実さを以て改心することを要求されてゐるのである」(同、168ページ)というのが、田中による過去の過ちの受けとめ方であった。

(3) 「最も大なる恥は道義を破るといふことであつて、決して負けるといふこと自身ではない」から、道義を破つた結果としての「今次の敗戦が、我々が為して来たことについての根本的の反省を促すことになってをりますならば、我々はせめても満足しなければなりません」(同、256ページ)というのが田中の根本的立場である。だから、今次敗戦の原因を反省して「自然科学の水準をより高めよう」とか、「資源をより開発しよう」とか、そのような感じを持っている者は「この悲惨な事態、この大きな犠牲によって未だ眼が覚めないものである」(同、255ページ)といわなくてはならない。この反道義的・非人道的な戦争が敗戦に終わって、考えなくてはならないことは何か。以下、田中の発言からの一節である。

「若し日本がかゝる敗戦の憂目に遭はなかつたならば、(中略)我々国民は反省するやうな気持になるには甚だ遠かつたと思ふのであります。はっきり敗けたといふやうなことにならなかつたならば、所謂軍国主義者、過激国家主義者は今後五十年、百年、或は二百年国民の上に覆ひかぶさつてをったであります。彼らは打ちのめされなければ決して眼が覚めなかつたであります。併し乍ら^{しか}国民として自分の祖国が敗けることを希ふ者が何処にありませうか。どうしても始めた戦争は勝たなければならぬ、といふ風に思ふのはこれは国民の至情であります。ところで若し勝つてをった

らどうなるか、或ははっきり敗けてゐなかつたらどうなるかといふことを考へます時に、我々の気持といふものは実に暗然たるものがあつたのであります。さういふディレンマに我々は悩んで来たのです。併し乍ら常識からいって勝つなんていふことは到底思はれなかつた、うやむやに終るといふことも考へられなかつた、これが詰り必然的の結果であつたのであります。」(同、257-258 ページ)

甚大な犠牲・損害を被つたとはいへ、「打ちのめされる」必然性ないし必要のある戦争政治であつたという把握である。

「戦ひが初^{ママ}まつた以上誰れか祖国の敗北を希ふものがあらうか。然し戦争に於て心ある同胞は戦争目的を欠く戦勝を願ふことに内心の悩みを感じた。然らずと雖も戦勝^{いえど}が今日以上に軍閥^{ちやうりやうぼつこ}が跳梁 跋扈するに至ることを憂へてゐた。実に日本国民にして今次の戦争の本質を洞察してゐた少数の者は、祖国の勝利と其の敗北との全く相反することを同時に希^{ねが}はなければならぬと云ふ、世界歴史的に類例の稀な悲劇的ディレンマに悩まされてゐたのである。此のディレンマは戦争の撰理的終結に因つて解消したのであつた。」(同、225-226 ページ)

ここでの指摘は、日本の国民が「悲劇的ディレンマ」に悩まされたということ自体にではなく、その戦争が正当原因を欠くものであり、その敗戦こそ撰理的終結であつたということに向けられているのである。「誤れる政策の生み出した戦争」「開始すべからざる戦争」を開始してしまつたこと、その開始を許してしまつたこと、への痛恨の反省である。

いま少し広く世界史的観点から、田中が太平洋戦争・15年戦争をみている箇所がある。「国際連合の合理的基礎」(1946・2・18執筆)で展開してみせた、その見識なども、かれのまことに的確な鋭い観察を示したものといえよう。

「国際連盟なる組織体が枢軸、反枢軸の両陣営に解体したこと、前者に属する諸国が全体主義、後者に属する諸国が民主主義の標識に依つて団結し

てゐたことは、従来世界史上類例を見ない所であつた。世界第二次大戦は此の世界観的対立に依つて特徴付けられてゐた。是れ真に世界未曾有の大規模な思想戦であつた。而して民主主義と平和主義とを信条とする連合国が、全体主義と軍国主義とを国是とした枢軸国に対して勝利を得た。平常から戦争に備へなかつた諸国が、不断に戦備に汲々としてゐた諸国を敗北せしめた。(中略) 今次の戦争は甚だ明瞭に異なる主義と主義との間の思想戦争たる性格を持つてゐた。而して民主主義が全体主義に、平和主義が軍国主義に対して勝利を博したのであつた。」(同、59—60 ページ)

田中の 15 年戦争観そのものについては、これ以上詳説するまでもなくすでに明白になしえたと思う。注意すべきことは、このような 15 年戦争観が教基法立案の基礎に流れているのだということである。教基法の精神は、15 年戦争肯定論者等によっては、到底とらえ切れないということである。反道義的・非人道的な罪業として、全人類に対する重大な犯罪行為として、15 年戦争をとらえ、このような犯罪を二度と再び許さない国民大衆を形成しようとする強い決意が、教基法立案の基礎にあることに、我々はより深く注目しなくてはならないのである。軍国主義・国家主義の過誤・復活を二度と再び許さない、平和主義・民主主義の思想を真にわがものとした、そのような国民大衆を形成しようという思いが、その立案の基礎にあるのである。

II 敗戦に際して何を反省するのか

過去への批判が根本的なものでなくてはならないと同様、過去への反省もまた根本的反省でなくてはならない。とすればその反省は、過去の教育に向けられるまえに、より根元的なところに向けられなくてはならない。田中が目を向けているのは、わが国民性としての迎合主義等である。

迎合主義的性向の克服

(1) 「近時の我が国の政治、思想、文化の各方面の軍国主義禍及び枢軸国

直輸入の全体主義禍」の由来につき、田中は次のように述べている。

「それは我が国民性に思索の哲学的要素を欠き、権力に阿諛^{あゆ}し、新奇なものに盲目的に追従する傾向があることにも起因する。此の国民性の欠陥は知識階級に特に現はれ、彼等の思想は、一極端から他の極端に走り、正しき中庸(“juste milieu”)を守ることが甚だ困難である。そのために我々は軍国主義的教育が鞏固な military machine に依りて徹底してゐると思はれるに拘らず、其の実それは案外皮相的なものに過ぎないのである。」
(同、9 ページ)

軍国主義教育が徹底した結果として軍国主義・全体主義の過ちに陥ったというより、とくに日本のインテリに顕著にあらわれている追従主義ないし迎合主義の傾向(性向)が軍国主義教育を徹底せしめたという指摘である。私自身は実は、田中耕太郎の教育思想の価値の一つを、かれのこの鋭い着眼にみついている。というのは、かれが教基法制の形成を指導したとき、かれのねらいの一つは「この迎合主義的性向(国民性)を教育によってどう変革するか」に置かれていたとみられるからである。まさに根本的な反省をかれは意図していたのである。

「我々は古今東西を通じて謬らない普遍人類的道德律即ち自然法(the Law of Nature)が政治、教育、経済及び文化を支配するに至ることを求める」(同、10 ページ)というのが、結局のところ田中の根本的主張である。しかし、かれがこのことを主張するとき、それは上記の迎合主義に陥る愚をくり返さないことを意図してのことであった。

「降服の事実直面して、識者は云ふ。軍備を喪失し、経済的發展の途を制限せられた今後の日本は、道義と文化の発揚以外には途なしと。然し我々は確信する。道義と文化の発揚こそ初めより恒常不変の国是でなければならなかった。我々は敗戦以前に、更に開戦以前に此の認識とこれに関する信念を持つてゐなければならなかった。(中略)若し我々が敗戦に依りて初めて此の確信に到達したとすれば、戦争による莫大^{ばくだい}な犠牲と今後我々

が直面する困難とは、此の最も貴重な認識の為に払ふ真に止むを得ざる代価であると云はなければならぬ。」(同、10 ページ)

「政治は道義と文化とに奉仕すべきものなるに拘らず、道義と文化とは政治の奴隷になり下った」ままであったから、いまや「長年失はれていた道義と文化との権威と自主性 (authority and autonomy) とが回復せられなければならない」(同、11 ページ) と人々はいう。しかし、この種の主張がまたも迎合主義の性向からの主張であるのなら、過去への反省はなんら根本的なものではない。「我々は強制された心持からではなく内心の要求から教育の根本を反省し、其の徹底の変革を行はなければならない」のである。ポツダム宣言を受諾したからではなく、「我々が過去に於て犯した大罪悪と大誤謬に対する償ひとして、内心の道徳的要求から誠実に勇敢にこれを履行しようではないか」(同、11-12 ページ)。田中はこのように呼びかけたのである。

(2) 論文「民主主義と教育」(1946・10 執筆)のなかでも、田中は教育者の権威の問題に論及している。ここでは、戦前日本での教育者の権威の失墜の原因として、国民一般の教育・科学・文化一般にたいする関心や尊重の念の不足と、「教育は国家の諸活動のうち最も重要なものであるのに拘らず、それは政治的に最も等閑視せられて来た」ことと、この2つをあげている(同、164 ページ)。つまり、政治的・社会的な「教育の軽視」にその根本の原因があるというのである。しかし、そのうえで田中は、その失墜の原因の一つに教育者の卑屈迎合主義があったことを指摘している。「我々は特に教育者が行政官庁に対しても品位と威厳とを維持することを切望する」(同、165 ページ)という田中の発言も、そこに由来している。

「然し教育の権威の失墜の原因は教育者の側にも存しないとはいへない。最近までの教育の実状は教育者を萎縮させ卑屈ならしめる多くの因素——行政的、社会的、経済的諸因素——を持ってゐた。これは政治の罪であるが、それに拘らず教育者の萎縮、卑屈自体は教育者の責に帰さなければならない。教育者が真理探求と被教育者の精神的発達について熱情を傾倒

し、自らのこの高貴な使命の遂行に感激を持ち続けてこそ、初めて子弟に対する真の教育が可能となるのである。」(同, 165 ページ)

教育は「直接被教育者といふ人格者を対象とする」労働であるがゆえに、教育者にはとりわけ「熱情と感激とが要求せられる」にもかかわらず、教育者自身がこの「熱情と感激」を失い、卑屈迎合主義の態度で教育にあたっていたこと、これもまた政治的・社会的な「教育の軽視」を生み出した要因の一つであるというのである。

軍国主義・過激国家主義の教育が「鞏固な military machine に依りて徹底し」たことは間違いない。しかし田中は、そのような見方は真実の一面を突いているに過ぎず、「それは案外皮相的なものに過ぎない」という。つまり田中は、軍国主義・過激国家主義の教育の徹底については、教育者に対する外部的強制装置の問題と、教育者自身のもつ内部的要因と、この2つを合体させてより全面的にその原因を追求しなくてはならないとして、その内部的要因として教育者自身の権力迎合主義的性向に、あえて目を向けていたのである。その方法論の正当性は、いかにしても否定できまい。

(3) 再び権力迎合主義的な思想で民主主義・平和主義を唱える性向を意識して、田中はその迎合主義への批判をくり返している。「軍国主義と過激国家主義との教育界よりの払拭は、我が思想界が無節操な限り比較的容易である」(同, 135 ページ) という皮肉も、「教育者は時代思潮の上に游泳する者ではなく、其の指導者としての矜持きやうじを持たなければならない」(同, 183 ページ) という忠告も、かれのその問題意識からきている。したがって、かれの努力は民主主義・平和主義の客観的眞理性の解明に置かれたのである。

「若し人が、8月15日以前に於ては軍国主義と過激国家主義とが眞理であったが、降服に依り又終戦の大詔の効果としてそれが誤謬となり、民主主義と平和主義とが眞理となるに至ったと認めるならば、これは往々歴史家の陥り易い相対主義的、懷疑主義的世界観即ち絶対的眞理の否定の誤りに墮ちるものと云はなければならない。」(同, 73 ページ)

このような相対主義的世界観（その奥底に権力迎合主義が宿っている）に対する田中の批判は、まことに痛烈なものであって、それは「現在我々が国策として掲げている民主主義や平和主義自体に対する懐疑的態度を可能ならしめる」だけでなく、軍国主義・過激国家主義の再来を期待せしめるという危険性を内包するものであるというのである。

「それは国際的勢力関係の推移に因って将来変動することあるべきことの期待を持たしめ、情勢如何に依っては再び軍国主義や過激国家主義に逆戻りすることを予想し、又は少くとも他国の間に於ける相剋衝突が発生することを希望するに至らしめる危険を包蔵するのである。」（同、73ページ）

そうだとすれば、迎合主義的・相対主義的な受けとめ方は、徹底的・根底的に克服されなくてはならない。さもなければ、敗戦後の日本が平和主義・民主主義を国政の基調にしっかりと据えることは到底できないからである。

「若し我々が今日民主主義と平和主義の理念を奉ずるならば、我々はそれが将来如何なる国際情勢の変更に因っても動揺することのない真理として、其の真理性に対する確信を有し、それに対し献身的情熱を傾倒しなければならぬのである。」（同、73-74ページ）

したがって、田中が「軍国主義と過激国家主義の否定及び民主主義と平和主義の肯定とは、同一の真理を承認する立場に於てのみ可能である。此の立場に於て両種のものが同時に是認せられることは不可能である」という（同、72-73ページ）とき、その意味するところは、軍国主義・過激国家主義の思想への徹底的反省とその根底的克服のための努力、これが民主主義・平和主義への思想転換にもなっていないなくてはならないということにある。

(4) 「日本は有史以来初めて悲惨なる状態にある。この悲惨なる状態の原因はどこにあるかといふことを先ず出発点として反省したい」と述べて（同、301ページ）、以下のようにくり返していくのも、田中がその迎合主義的傾向を意識しているがゆえであり、過去の過ちへの根本的反省を求めるがゆえのことである。

「自然科学的知識が劣ってゐたとか発明能力が欠けてゐたとか、政治的経済的能力が欠けてゐたとかを敗戦の原因として探究することは末の末であって、始めてはならない戦争を始めたところに日本国民の根本的欠陥があり罪悪過誤があったといふことを卒直に認めるといふことでなくてはならない。之が教育者自身が教育を行ふ上に最も必要であります。問題は道義これに関するものである。」(同, 302 ページ)

「負けたことが恥でなく、始むべからざる戦争を始めたことが恥である」(同, 302 ページ)、始めてはならない不正義の戦争を始めることを許してしまった、敗戦に際して我々は、このことを徹底して反省しなくてはならない。国民大衆(教職員大衆)の著しい道義観の低下について、我々は根本的に反省しなくてはならないのである。

「戦争中には大いに軍国主義を煽動した。今やデモクラシーやリベラリズムの世の中になったら、止むを得ず今後は頭を切りかへて教育しなければならないとするならば、之は真の教育者の態度とはいへない。これから真理に立って教育する、真理に従って教育するといふ決心を堅くしなければならぬ。卒直に既往の誤謬を清算する事が必要である。若し無邪気な子供達が質問するならば、既往は全くまちがってゐたのだ、日本はこれから共に本当の道に進まふとはっきりして頂きたい。戦争中だからあれでよかつたといふような不徹底な事はばかでなく誤ったことを改めるには何の憚りもしない。如何なる国民とても歴史上誤を犯さなかつたものはない。誤は根本的反省により幸福となるのである。教育問題として此の点が最も大切である。」(同, 302-303 ページ)

迎合主義的対応によって平和主義・民主主義の教育に便乗していくことを強く戒めながら、従前の教育の過ちを根本的に反省し、今後は「真理に立って教育する、真理に従って教育する」という決意を固めなくてはならない、そうした反省・決意ができるかどうか「教育問題として最も大切である」というのである。

このように指摘したうえで田中は、「道義的感覚の育成のために学校教育に従事する者はその精力全部を捧げてよいと思ふ」（同、319ページ）とか、「この道義的感覚を強くするためにあらゆる他の科目を通じて日常手をとってやるやうに教へていたゞき度い。この感覚なくしては政治や経済の覚醒はなく、新日本の建設は出来ないのである。教育者は新日本建設の先駆者とならなくてはならないことを自覚してやって頂き度い」（同、320ページ）などと、道義的感覚の育成に最大の努力を傾けるよう求めたのである。このような田中の教育への思いこそ、教基法前文にある「真理と平和を希求する人間の育成を期する」とか、その第1条の「真理と正義を愛」する国民の育成を期するなどの文言に込めた、田中の思いに違いないのである。教基法はこれらの文言を置くことによって、まさに「道義的感覚の育成・強化」をめざす教育を求めていると解される、その理由である。

(5) 今次敗戦に際して反省すべきことは、道徳水準の著しい低下に関してである。

「降服は我々の目前に否定すべからざる真実となって出現した。敗戦に関する反省、其の原因の探究が相当突込んで行はれるやうになった。戦争終結の最後の契機は原子爆弾の使用とソヴィエツト連邦の参戦の事実であるが、此の事実は仮令如何に其の影響する所が大なるにせよ皮相的原因に過ぎないのであり、敗因は我が既往十数年或は更に遡って明治以降の思想的、道徳的、政治的及び文化的状態の中に伏在してゐたのである。此の中最も重要なものは道徳的原因である。」（同、339ページ）

田中はこのように述べて、敗戦の最大の原因が誤った道徳思想にあること、その道徳思想こそが根本的に反省されなくてはならないこと、を明示している。その道徳思想こそ「開始すべからざる戦争を開始せしめた」思想にほかならない。「自由は滅び、人格は萎微し、国民の内面的生活力及び創造力は極端に薄弱となり」、国民の道徳的思想的方面を極端に貧困化してしまった、その道徳思想とは何であったか。

「総ての美德は国家や民族より出発し、又国家や民族に遷元せられた。『正とはドイツ民族に有用なものであり、不正とはドイツ民族に有害なるものである』とのナチー指導者の言は事実として我が思想界をも風靡した。『国家』や『民族』は其の理想的な状態を意味するものではなく、現在の政治家、軍人及び官僚に指導せられたそれであった。『有用』性は現実政治の要請に出で且つ斯かる人士の主観的判断に委ねられた。斯くして真善及び美の価値判断は国家の手中——と云ふのは識見なき政治家、軍人及び官僚の手中——に委せられたのである。」(同、343 ページ)

国際、人類、平和、人道、等々の語が「言論界の辞書から姿を消す」だけではなく、「自由といふ名が附せられたものは何んでも排撃せられなければならぬ」という思想状態が現出したのである。「かくて真善美は其の高貴な地位から国家の現実政策権力政策遂行の手段に顛落した。其等は情けなくも国家の奴隷と化するに至った」(同、344 ページ) のである。

自由主義・個人主義が徹底して排撃され、そのために「人格の完成」など到底、教育の目的とはなりえなかったけれども、田中は、この自由主義の排撃に対して、次のような批判を加えている。

「若し自由主義の価値の標準を経験的個人の恣意的判断に置く意味に於て不当とするならば、それが国家——経験的国家——の判断に置かれる場合にも其の誤謬に於て同断といはなければならぬ。」(同、344 ページ)

過激国家主義は自由主義を「価値基準を経験的個人の恣意的判断に置く」という理由で非難してきたが、そうだとすると過激国家主義は「価値基準を経験的國家の恣意的判断に置く」という理由から、同じく批判されなくてはならない、恣意的価値判断を個人がするか国家がするかの違いがあるだけで、それが個人には許されず国家なら許されるというのでは独善に過ぎるではないか、という主旨の厳しい批判である。このような不合理が通用しているかぎり、道義的敗北は免れない。何が美德であるかは「個人と国家に依って異なる所はない」のであって、「無反省と高慢とは国家にとっても亡国の

悪徳である」(同, 348—349 ページ)。もしも「平和主義, 人類主義が正で, 軍国主義, 民族主義が誤りだとするならば, それは将来に対してのみならず過去に対しても然るのである」(同, 348 ページ)し, 国家にも個人にも同様にあてはまるのである。

(6) 今次の敗戦に際し反省すべきことは, 過てる軍国主義・国家主義を日本国民自身の手で批判し変革しえなかったことである。その打破に連合国の手を借りなくてはならなかったことである。もしも敗戦にまで至らなかったとするならば, 日本の国民大衆は果たしていつの日か, 自らの手でこれを打破しえたのであるか, 甚だ疑問であったということである。

「我が日本は我々が有史以来未だ^{かつ}曾て経験しなかった最も悲惨な敗北に因って無条件降服を余儀なくせしめられ, ポツダム宣言の受諾の当然の結果として従来の国策を^{いつてき}一擲して民主主義と平和主義との2原則を今後の国是として採用しなければならぬ羽目になった。日本が民主主義と平和主義とを採用しなければならぬやうになったことは, 敗戦に因る連合軍側の實力に起因するものである。」(同, 219 ページ)

このように田中は, 「ポツダム宣言の履行の爲めにする民主主義と平和主義の採用は, 日本が敗戦の結果連合軍に強要せられたことに因るものである」(同, 223 ページ)とするけれども, 民主主義・平和主義を「強要せられたこと」自体を「遺憾なこと」というのでは少しもない。それどころか敗戦を「戦争の摂理的終結」と受けとめている田中は, 「実際の所我が日本が既往15年間に於て世界人類に対して犯した罪惡を回顧するときに, 我々は如何に苛酷な刑罰をも甘受しなければならぬことを感じさせられる」(同, 224 ページ)とか, 「満洲事変以来我が国策は露骨野蛮な帝国主義侵略政策に突進し^つ初めた。『満洲国』と云ふ傀儡国家の建設は全世界の嘲笑と非難とを招いた」けれども, あえてさらに「支那事変と云ふ一層大なる冒険と犯罪行為とを敢てするに至った」ことにより, 「日本は國際政治の舞台上で, 明瞭に不正義の側に味方した」(同, 222 ページ)から, 「日本は其の当然の報いとして

同僚諸国と共に此度の悲惨且つ不名誉な運命を分たなければならなかった」(同、222—223 ページ) とか、そのように述べているからである。

「誠に残念なこと」は、この平和主義・民主主義の教育が連合国側によって与えられたことであり、これを日本国民自らの手で実現できなかったことである。

「我々にとって返す返すも遺憾なことは、斯様な教育が国民自身の手に於て自発的に為し得られず、敗戦と云ふ事実の結果として連合軍側を煩はさなければならなかったことである。若しそれが出来るやうであったなら、国民が全体として斯様な悲惨な状態に顛落するまでに軍閥に引きずられることはなかったであらう。それは日本国民の素質や政治的意識の水準に鑑みるときに誠に止むを得ないことであった。」(同、224 ページ)

田中の、このような平和主義・民主主義の受けとめ方からすれば、当然、これを連合国側から「押しつけられたもの」としてとらえて退けることには少しの正当性もないのであって、かえって、日本国民の「素質」を変革し政治的意識の水準を飛躍的に引き上げることこそが、敗戦後日本の教育の課題となるのである。平和主義・民主主義の自発的・主体的な担い手の形成こそ、これまで「世界人類に対して犯した罪悪」を二度と再びくり返さないために、もっとも緊要な課題となるのである。

「若し今次の戦争が我れの完全な敗北に終らなかつたならば、(中略)我が軍閥は残存することが確実である。(中略)それが徹底的に没落することは考へ得られず、斯くして国民は今後 50 年 100 年の間或は永久に軍閥の圧制の下に呻吟しなければならなかつたであらう。斯う考へて来ると我々は敗戦に依つて我々の上に長い間覆ひ被さつてゐた軍閥と云ふ暗雲を除去し、我々を真理と自由との日光を仰ぎ見ることを得せしめた。それは敗戦以外の方法に於ては決して実現し得られなかつたことである。」(同、225 ページ)

(7) 以下、若干のまとめである。

敗戦によらなければ、日本の軍国主義・過激国家主義が「徹底的に没落することは考へ得られ」ないのかどうか、日本の「国民は今後50年100年の間或は永久に軍閥の圧制の下に呻吟しなければならなかった」のかどうか、平和主義・民主主義は「敗戦以外の方法に於ては決して実現し得られなかった」のかどうか、その予想はさほどに容易なことではあるまい。しかし、平和主義・民主主義の教育を「国民自身の手にて自発的に」実現することができなかった、この事実については、いかに深刻に反省しても反省が過ぎるということはないであろう。そして、その反省をしてみると、国民大衆の道徳的・政治的な意識水準の著しい低下の現実に注目せざるをえないのであり、それが過誤に満ちた国策への国民大衆の無批判的・迎合主義的な性向の所産であったことにも注目せざるをえないのである。これらの点は教育者自身がより深く反省しなければならない点である。教育者自身がとりわけ強力に、その迎合主義的性向の過ちを反省し自覚して、その根本的自己変革に意識的に取り組まなくてはならない。そうでなければ、敗戦後の教育がそれ以前の教育から真に訣別することはできないからである。

というわけは、「教育者は時代思潮の上に游泳する者ではなく、其の指導者としての矜持を持たなければならない」からである。もしも「道義と文化の発揚以外には途なし」という認識を、すでに「敗戦以前に、更に開戦以前に」信念として持っている人々がいなければならなかったとするならば、その人々こそまず、教育者でなくてはならなかったからである。つまり、若い次の世代の育成にあたる教育者たる者は、なによりもまず「時代思潮の指導者」としての知識人でなくてはならず、時代の先を行く思想の持ち主でなくてはならないのである。では、時代迎合主義的性向の克服のうえに、どのようにしてそのような知識人になっていくのか、これこそ教育者のかかえる根本課題である。

言論界の責任

田中が論文「言論界の責任と其の肅正」を発表して、言論人の「節操なき『転向』と巧みな便乗」を痛烈に批判したのは、はやくも 1945 年 9 月 6 日のことである。翌 46 年 1 月 30 日には「最近の新聞の傾向」を執筆して、新聞の論調等に対しても強烈な批判を加えた。

「敗戦の前後を挟んで、新聞の論調は全く木に竹を接いだやうな奇観を呈してゐた。昨日までは『米英の侵略』『大東亜解放の聖戦』『大東亜共栄圏』『必勝の信念』『盟邦の勝利の見込』ヒットレルやムッソリーニの颯爽たる英雄振りの強調力説に浮身をやつしてゐたものが、今日は連合国側の正義、日本軍閥の邪悪性、敗戦の必然性、ナチドイツの暗黒悲惨を高揚し、民主主義・平和主義を謳歌することに汲々たるものがあつたとするならば、是れ民衆が到底理解するに苦しむ離れ業だと云つてよからう。」
(同、350—351 ページ)

このような新聞論調等の無節操な転向に対する田中の批判も、しかし、同情と節度のある批判であつて、その迎合主義に対する批判にとどめられているのである。

「我々は非常時局中新聞が如何に軍閥の強圧の下に其の本来の使命を枉げさせられてゐたかを充分知つてゐる。それにしても新聞が可能な範囲に於て少くとも消極的抵抗を試みることがなかつたばかりか、積極的に軍閥への迎合を事とし、軍国主義、過激国家主義のお先棒をかつぐやうな態度がなかつたであらうか。」(同、351 ページ)

田中が新聞界に求めているのは、可能な範囲内での消極的抵抗なのであつて、その軍国主義・過激国家主義への積極的迎合(お先棒かつぎ)を問題にしているのである。だから、田中は「勿論我々は新聞も亦一国民と同様に、戦時中は其の職場に於て戦争に協力する義務を負担する事実を否定するものではない」(同、351 ページ)と述べて、戦時中には戦争協力義務から免れ得なかつたことを認めているが、それでも新聞界は「真実に逼つた報道」「国策の

良心的且つ正鵠を得た批判」を通して、その義務を果すべきではなかったか（同、351ページ）というのである。

「我々は敢て云ふ。新聞は非常時局中其の責務を完全に果さなかったのみならず、戦争責任者でもあったのだ。それは幹部の更迭こうてつの如き内部的肅正に依ってお茶を濁し得ない所の、対社会的の即ち外部に対する責任である。」（同、351—352ページ）

新聞もまた戦争責任者であったと断じ、そのような新聞界が、その対社会的責任を、その国民大衆にたいする責任を、どのようにとるつもりなのか、「幹部の更迭」だけだすむ問題なのかと、まことに鋭く迫っている。そのうえで、次のように述べている。

「敗戦後各紙は以前の立場や主張が誤ママまっている、国民を欺罔きもうし誤導したことに就ては一言も触れることがなく、恬然てんぜんとポツダム宣言の使徒を以て自任したのである。各紙に過去の責任の反省と国民に対する陳謝の意味の論説が現はれたのは——而もそれは我々の注意を惹かぬ程度の申訳的のものであった——終戦後相当の期間を経過してのことであつた。斯様な態度で以て新聞は果して、個人たる戦争責任者を糺弾する資格があるであらうか。」（同、352ページ）

戦時中の戦争責任を自覚するならば、新聞界は、国民大衆に向けてその戦争責任の反省を、より本格的に、より深刻に、徹底して行わなくてはならない。これこそ田中の新聞界に対する要求であつたのである。

さて、およそ以上の趣旨の田中論文「最近の新聞の傾向」に私が注目するわけは、田中がこのような新聞論調批判をなし得た基礎きそには、田中自身が戦時（非常時局）中においてさえ、可能な範囲での消極的抵抗を続け、けっして軍国主義・過激国家主義に迎合することをしなかった、その事実があるからに違いないと思うからである¹⁾。

〔註〕

- 1) それでは田中自身は、戦前・戦時の期間、とりわけ15年戦争の期間、どのよう

な態度でこの戦争政治に対応したのか、この点を事実の地平で解明しておかなくてはならないであろう。田中の数多くの論文の内容それ自体からならば、すでに明らかにしてきているように、かれの「消極的抵抗」の姿勢を十分に立証することができるけれども、多分それだけでは「十分に実証した」ということにはならないだろうからである。そして、そのうえで、かれの反戦平和の思想がどこでどのように形成されていったのか、そうした角度からの人物研究にまでもすまなくてはならないのかもしれない。人物研究文献としては、松尾敬一『田中耕太郎博士』（佐賀新聞社、1975年）がある。

III 軍国主義・国家主義の教育への反省

過去の教育もまた、いまや根本的に反省されなくてはならない。

「すべてが教育の誤りに起因してゐたことが一般に意識せられ始めた。国民が希望すべからざることを希望し、希望して差支へないことを誤れる手段で達しようとして求め、開始すべからざる戦争を開始し、許すべからざる方法で、占領地の諸民族を支配し、終結しなければならぬ戦争を最後のカタストロフの直前まで継続した罪悪と過誤とは、窮極において積年の誤れる教育に胚胎することが心ある者によって幸ひに反省せられ始めた。」(同、111ページ)

道義的見地からみて許されない、開始してはならない戦争をあえて開始したのは、「国民の道徳的欠陥に存する」のであり、国民の道徳観念を低下せしめた教育に原因がある。敗因は、自然科学の低位とか政治科学の不振とかにあるのではなく、誤った教育による道徳水準の低下にある(同、112ページ)。恥ずべきことは、敗れたことではなく、不正を行ったことである。このことで「われわれは連合軍側に対して、及び全人類に対して恥ぢるが、しかしさらに真理に対して神に対して、恥ぢなければならぬ」(同、112ページ)のである。「世界滅ぶとも正義を行はれしめよ」(Fiat justitia pereat mundus)の信念が欠けていたことである。教育の課題は正義観の育成にあったのである。

「我が国の従来の教育、既往 15 年間の教育は勿論のこと、さらに溯って明治以降の教育は、かやうな物の考へ方を許さなかった。大学には多数の教育学の講座が設置せられ、学童の就学率は 90 何パーセントとして世界に誇示せられてゐたが、教育の実質は果してどうであつたであらうか。教育学は哲学や宗教から切り離され、心理的技術的に墮し、国民教育は形骸化し、家庭教育と社会教育は全く等閑に附せられ、諸外国で重要な役割を演じてゐる宗教教育、社会教育の如き我が国においては一般的には殆んど存在しない状態であつた。教育はその高貴な使命を認識せられず、単に一種の行政事務に墮落してゐたのであつた。人間を墮落から救ふべきはずの教育が自ら墮落してゐた。教育者もまた（中略）信念と情熱を失ひ、単なる断片的智識の供給者になり下つた。教育者はその操守すべき世界観を喪失してゐた。かやうな低調な雰囲気の下において、教育学界が根本問題を離れ枝葉末節に拘泥し、偉大な教育理論を生み出しえなかつたことは極めて自然の成行である。」（同、113—114 ページ）

明治以降の、とりわけ 15 年戦争期の、戦前日本の教育学・教育行政・教育者・教育の総体に対する、田中によるまことに痛烈な批判である。「真理と正義を愛し」ぬく人間の育成をめざすべき教育が「自ら墮落していた」のである。「総てが教育の誤りの結果であることが今日漸く反省せられ始めた。今日の悲惨な状態は、明治以来の、真の祖国愛とはちがった皮相的な国家主義、特に非常時局になってから甚だしくなった軍国主義や過激国家主義の当然の帰結であつたのである」（同、167 ページ）という趣旨のことを、田中は随所でくり返している。「総てが教育の誤りの結果である」とか、教育が「自ら墮落してゐた」ことが「今日の悲惨な状態」を招来したのだとか、こうした教育責任観は、教育の社会的効果あるいは教育の人間形成力をあまりに過大にみすぎているといえなくもないが、学校教育の人間形成力を過小評価することの誤りに比較すれば、より多く真実を突いているといえるであろう。「人間を墮落から救ふべきはずの教育が自ら墮落してゐた」という指摘など、

けだし名言と評価するに値する、現実分析からの所産である。そのうえで田中は、そうした教育の墮落に手を貸した教育学の責任・墮落を批判している。教育学もまた敗戦を契機に、深刻な自己批判をしなくてはならないというのである。

**軍国主義・過激国家主義——団体主義の
最も墮落した形態としての——の教育**

(1) 田中は論文「教育と世界観」(1946・3・1執筆)のなかで、戦前日本の政治・教育を、そのよって立つ世界観の基礎から批判している。まず田中によれば、政治には個人主義的世界観に立つものと、団体主義的世界観に立つものがあるが、この2つの主義は以下のように特徴づけられるのである。

「個人主義において個人の人格が絶対的の価値を有するものと認められ、団体とか文化とかは人格完成の手段と考へられるのである。この立場においては『権威に非ずして自由』が政治の目的となる。これに反して団体主義においては——いはゆる全体主義はその極端な発現形式である——団体の権力が絶対的の価値を有するものと認められ、人格とか文化とかは権力に対して手段的意義しか有しないのである。この立場における政治的標語は『自由に非ずして権威』である。」(同、121ページ)

2つの主義(世界観)を以上のように特徴づけたうえで、田中は、明治以来の日本の政治が団体主義的世界観に立つものであったこと、とりわけ過去15年間(15年戦争期)の政治思想が「最も墮落した形態」の団体主義のそれであったこと、を以下のように明示している。

「我が政治が明治初年以來、団体主義的世界観の範疇はんちゆうに属してゐたこと、殊に既往15年間はこの傾向が極端に達してゐたことは容認しえられるところである。人格、自由、道德、經濟、文化或は真理に至るまで、すべて国力の發展国家の繁榮のための手段と考へられ、これらの目的のために犠牲に供せられて来た。(中略)我が既往15年間の政治思想は団体主義の最

も墮落した形態であり、軍国主義、過激国家主義なる名称をもって呼ばれてゐるところのものである。」(同、122—123 ページ)

団体主義的世界観といえども、それが「国家、家族、歴史、秩序、平和等の意義を強調する意味において正しい原理を有するものである」(同、122 ページ)が、それが極端にまで行き病理現象化したときに、軍国主義・過激国家主義となるのである。個人主義的世界観についても、それが自由主義ないし民主主義の限界を超えて、無政府主義という極端な形態に墮落することがありうるのである(同、122 ページ)。

「過激国家主義は国家を絶対化し、人民を国家の存立及び発展の犠牲に供するものである。国家が外国の侵略を受け自衛のために立つ場合に、人民が自由な行動として祖国に殉ずるのは、人民として最も高貴な使命を遂行することであり、単なる奴隸的行動ではない。しかしながら国家が侵略といふ不道徳な仕方において国力の発展を計り、そのために人民を戦争に動員することは、人民の奴隸化に外ならないのであり、それ自身非民主主義的態度である。軍国主義は、人民を国家の単なる手段として取扱ふ意味において、過激国家主義の最も極端な形態なのである。」(同、125 ページ)

侵略というような不道徳な国策に人民を動員することは「人民の奴隸化に外ならない」という、ここでの田中の指摘からは、多くのことを学び取らなくてはなるまい。

(2) 団体主義が軍国主義・過激国家主義のような極端な形態にまで墮落するに至れば、それは「人民の奴隸化」をめざして、教育を完全に掌中に入れようとするに至る。そこではもはや「教育の独自の使命」が認められるはずもない。

「軍国主義的過激国家主義的世界観は政治の分野を支配してゐたのみでなく、教育や文化の方面まで触手を伸した。これ政治と教育との世界観の共通の結果であるが、なほこのことは『国体明徴』や『祭政一致』の政治的標語の被害者が主として教育界や学界や宗教界であつたことに発現してゐ

るのである。これに加へるに団体主義的国家においては、国家とか民族とかの団体価値が絶対的のものであり、それ以外のものはみな国家や民族に奉仕せしめられるゆゑに、教育に独自の使命が認められるわけではなく、それが国策遂行の手段として理解せられるのは当然である。」(同、123ページ)

教育が有する「人格の完成」をめざすという「独自の使命」を認めることなく、教育を「国策遂行の手段」とみなすものこそ、団体主義的国家にほかならないという指摘である。「国策に基づく教科書作製」がいわゆる1980年代日本の教科書行政の現実¹⁾にてらしてみれば、80年代日本の国政がどれほど団体主義的傾向を強めているか、詳説するまでもあるまい。

「殊に、軍国主義的過激国家主義的政治の下においては、国家の発展民族の繁栄は精神的道徳の性質のものでなく、実力による外国侵略といふ、極めて具体的な意義に解されるゆゑに、教育の手段化即ちその自主性の喪失も極めて具体的に行はれるのである。かくして非常時局中文部省は、独自の教育国策遂行の機関ではなく、たかだか陸軍省の一部局たる観を呈するに至った。また文部省や地方官憲や在郷軍人会、翼賛壮年団等の官製団体を通じて、初等及び中等の教育機関は完全に軍部の奴隷となったのであった。」(同、123—124ページ)

団体主義のもっとも墮落した形態である軍国主義・過激国家主義の下においては、「教育の手段化」「教育の自主性の喪失」は極端にまで達し、文部省はもはや独自の教育行政機関ではなくなってしまうという指摘である²⁾。

(3) より具体的に、そこでの教育はどうなるのか。「過激国家主義においては団体の意義のみを極度に強調し、個人の完成を度外視し、個人が団体のために犠牲となること自体に個人の生活の意義が存するものと主張する」(同、126ページ)から、いわゆる「滅私奉公主義」もそこでは極端にまで達する。しかし、過激国家主義の政治もまた、教育を極めて重要視するのであって、教育を重要視する点では民主主義の政治と変わらない。しかし、「民主

主義の下においては、教育の直接の目的は人格の完成及び個性の健全なる発達に置かれる」(同、127 ページ)のに対して、過激国家主義下においては、教育の目的がまったく別のところに置かれるのである。

「過激国家主義における教育の重要視は、人民を国家の犠牲とすること、即ち、人民が国家の奴隷となることの訓練、奴隷的思想の普及に外ならない。従って、教育は真の意味の教育ではなく、『錬成』といふ非常時局中好んで用ゐられたところの、個性を軽じ人格を無視する軍隊教育の延長たる性質を帯びて来るのである。この立場において教育には独自の権威が認められることなく、教育は単なる国策遂行の手段たる地位に下落するのである。」(同、127 ページ)

過激国家主義下における教育が何かにつき、ここで田中は、極めて鋭い分析を加えているといえるのではないか³⁾。

第一に、それは「人民を国家の犠牲とすること」をめざしている。それが「単なる国策遂行の手段たる地位に下落する」ということは、教育が「国家のためにすすんで犠牲となる」人間の形成を目的とするということの意味している。

第二に、それは「人民が国家の奴隷となることの訓練」を内容とするものであり、「奴隷的思想の普及」をはかるものである。国策遂行のための奴隷の形成、そのための奴隷的思想の形成、これがその教育内容となる。

第三に、それは「個性を軽じ人格を無視する軍隊教育の延長たる性格を帯びて来る」のである。学校教育が「軍隊教育の延長」となる。「錬成」という概念の内容が、このことをよく示しているという。

15年戦争期教育の研究のなかでは、その「錬成」概念に関する研究が欠かせない旨を、強く示唆したものである。

(4) 軍国主義・過激国家主義は「人民の奴隷化」をめざすものである。だから田中は、この極端な団体主義に民主主義を対置させるとき、民主主義の下では「すべての意味において奴隷は否定せられるのである」ということ

になる。

「民主主義は一言で尽せば、要するに人民を国家またはその一部の者の単なる手段 (Mittel) としてでなく、自己目的 (Selbstzweck) として取扱ふこと、即ち『人民のため』の政治を意味するのである。民主主義によれば人民は一個の人格者——法律的の意義においても経済的意義においても——として取扱はれなければならない、従って、すべての意味において奴隷は否定せられるのである。」(同、124-125 ページ)

1980年代、とみに普及・徹底せしめられてきている教育を、とくに我々は「管理主義」教育と呼んでいる⁴⁾。この「管理主義」教育の思想と、田中が批判してきている過激国家主義・軍国主義の教育の思想とは、いったいどういふ関係に立つのか。この問題はいま、相当に多面的・多角的に究明されなくてはならない問題である。

軍国主義・過激国家主義の教育は、団体主義教育の一種として、そのもっとも墮落した教育である。「管理主義」教育もまた、田中のいう団体主義教育の一種だと、はっきりといえるのではないか。というのは、団体主義教育の本質は「個人を団体のための手段化する」教育だといえるけれども、管理主義教育の本質もまた、児童・生徒を、団体社会としての「学校」の手段化し、学校の「業績」「名声」「評判」を上げるための手段=道具として利用することにあるからである。そこでは、「学校」が児童・生徒の人間的な成長・発達をはかる手段としてあるのではなく、その反対に、「学校」の「業績」を上げるための手段として児童・生徒が利用されるのだから、そこでの教育は、軍国主義・過激国家主義の教育の特徴的諸要素をいくつか、その特徴として内包するまでに至っているからである。

〔註〕

- 1) この点、拙著『教育基本法制と教科書問題』(後出)の第2章・第3章を参照のこと。
- 2) 軍国主義・過激国家主義への批判を、田中は別の箇所でも次のようにも行っていい。権力国家・道義国家の思想への批判としてである。

「軍国主義と過激国家主義との誤謬は、其等が政治の理念として軍事的、経済的、其の他の方法による国家の強大性を掲ぐる点に存在する。これ権力国家の思想である。国家は権力を増大する為めにはあらゆる手段が許され、国内的には圧制、国際的には侵略が何等の疑念なしに行はれることになる。個人の自由、家庭の幸福、道徳、宗教及び文化一般は、国家と云ふレヴァイアサンの前に其の価値を否定せられるか、又は此の国家目的を達成するに妨げない範囲に於て或は此の目的に役立つ範囲内に於て許容又は奨励せられるに止まるのである。（そして）権力国家の理念を擬装する為めに、屢々道義国家の看板が掲げられた。道義国家の名目はそれ自身美しい。然し権力を自己目的として追求する立場と道徳を国家目的とする立場とは氷炭相容れないものである。権力国家は権力を最高の価値と考へ万事を犠牲にして其の獲得を計る。然るに（真の道義国家とは）国家の上に存在する道徳律の存在を承認し、国家も亦此の道徳律に服従することを要求するものである。」（同、74—75 ページ）

そして田中によれば、「ドイツ・ナチ主義は最も赤裸々に権力国家の目的に突進し、道徳を完全に国家の奴隷と化した」（同、75 ページ）ものである。

- 3) 『戦後教育改革の思想』なる著書を、田中耕太郎の教育改革思想の分析を主内容として、出版して後に、私が出版を予定している著書の一つは『15年戦争期の教育』である。この15年戦争期教育の研究に向けて、ここでの田中の指摘は、相当に有効な分析視角を提供してくれているように思われる。
- 4) 拙著『教育基本法制と教科書問題』（増補版、法律文化社、1985年6月刊）の第4章の第5節・補節で、私は「管理主義教育とは何か」について実証的に論究している。そして、いま私の考えているところでは、「管理主義」教育に対する真に本格的な批判は、そこにおける個々の人権無視の事実を告発し批判することによってではなく、その教育と戦時期日本における団体主義・軍国主義・過激国家主義の教育とはどこがどのように同じであり違うのか、この問題を掘り下げることによって始めて可能となるように思われるのである。

道徳の形式主義化・主観主義化

(1) 論文「国民道徳の頹敗と其の再建」（1946・1・14執筆）のなかで、田中は、過ぐる過激国家主義下の道徳思想を厳しく批判している。

「国家の目的は領土の拡張や資源の獲得や経済的繁栄ではない。それは各個人をして人間たる使命を遂行することを得せしめるにある。個人たる人間の使命が倫理的のものである限り、国家の使命も亦倫理的である。とこ

ろで従来、国家間の道徳は個人間の道徳と全然異なるものであるかのやうに我が国民は教育せられて来た。国家而して我が国家のみが神聖な道徳的なものであるといふ観念、又は国家は善悪を超越して何事でも為し得るといふ思想が横行してゐた。従つて国家を超越するところの、国家も亦これを承認し、而してこれに拘束せられるところの、道徳的又は法的規範が存在することは全く否定せられた。」(同、142 ページ)

国家道徳の独善主義・主観主義が極端にまですすみ、そのために「国際法の超国家的を主張する学説の如き危険思想視せられ、世界的、国際的、人類のといふ言葉は久しく我が言論界から姿を消してゐた」のであり、「主権の国家は最高のものであり、万能であり、従つて何ものにも拘束せられないといふ、極端な実証主義的思想が我が国に於て支配的になつてゐた」のである(同、142 ページ)。国際条約を「自国の必要の存在する範囲内に於てのみ効力を有し、一旦国家的利害に反するに至ればこれを一片の反古と化する」という観念が横行してゐたのである。普遍人類的道徳を国家間の道徳とすることはできなかつたのである。

「道徳も亦国家的のもの且つ国家の範囲内のものとしてのみ観念せられてゐた。何が道徳的であるかに就て、国家、といふのは軍閥とそれに迎合する政治家や官僚に依つて支配せられる現実の国家が決定権を持つてゐた。ナチドイツに於て正とはドイツ民族に有用なもの、不正とはドイツ民族に有害なものと解せられてゐたやうに、日本に於ても正邪善悪の区別は現実の国家本位にしか考へられなかつた。かやうなわけで、国家本位の道徳は必然的に国内だけにしか通用しない、普遍性を欠如するものであつた。」(同、143 ページ)

このように指摘したうえで、とくに田中は「国体明徴」運動に言及し、「国体明徴のスローガンが恰も国家や個人に対する最高の倫理的要請乃至倫理的解毒剤であるかのやうに主張せられた」けれども、まさにこの「国体明徴運動こそは思想的に日本を破滅へ導いた過激国家主義の先駆であつた」

(同、143ページ)と指摘している。「国体明徴と云ふやうな、抽象的な、それ自体として内容に乏しい、スローガンが跋扈したことは、国民の精神生活が世紀末的の症状を呈してゐた適切な例証であつた」(同、144ページ)とさえいつている。

(2) 国家万能主義の独善的思想は、国家間の関係を支配しただけではなく、国家と個人との関係をも支配することになった。

「国家とか団体とかが全部であつた。国家を構成するのは個人であり、その個人の人格の完成や個性の健全な発達が必要ならば国家の進歩向上は不可能であるのに拘らず、此の全部とその構成部分とに関する自明の論理的關係が無視せられた。全体のみが主張せられた。部分を主張することは個人主義や自由主義として弾劾せられたのである。」(同、144ページ)

日本のナチ追従者たちが当時唱導した「公益優先」のスローガンに対しても、田中は、「公益の私益に対する優位は、人間が社会的動物である限り或る程度に於て承認しなければならぬところであるが、彼等はそれを通り過ぎて、私益否認の態度に出たのである」(同、144-145ページ)と、これを正当に批判している。「個人に就て生活が空虚となり、精神が潑刺きを失つて、国家の強大が望み得られないこと」は明白なことであるにもかかわらず、「国家とか、全体とか、公益とかの強調は、個人の精神生活の内容を全く空虚にしてしまった」(同、145ページ)とも述べている。「個人の人格の完成」「個性の健全な発達」をめざす教育の達成こそが、はじめて「国家の進歩向上」を可能ならしめるのだという観点からの、国家主義の道德観に対する強烈な批判であつた。

「国家的道德の強調が眞の意味で国家の爲めにならなかつたことは、極めて含蓄に富む事實である。それが個人の完成を目的としなかつた爲に、偽善的な愛国者と取づることなき利己主義者を養成したことは皮肉な現象といはなければならない。而も国民道德の対象となつてゐる国家は、功利主義、侵略主義、マキャヴェリー主義に於て徹底してゐる現実の国家なので

ある。」(同, 145 ページ)

「個人道徳が全く等閑に附せられ、斯かる国家に関するところのもの、又斯かる国家の命ずるところのものが道徳として通用するに於ては、国民道徳が墮落しないのが寧ろ不思議」なのであって、「低級、功利的な国家主義が国民道徳の根柢たる個人の精神生活を徹底的に破壊し尽したのである」(同, 145—146 ページ)とまでいっている。

功利主義・侵略主義・マキユアベリズムの国家、この国家の命令が道徳とされるのであるかぎり、個人の精神生活の内容は全く空虚となり、偽善的な愛国者や破廉恥な利己主義者が養成されただけであったという指摘である。

(3) では、この過激国家主義下における道徳の特徴は何か。田中によれば、その一つは、道徳の形式主義化(倫理的形式主義)である。

「誤った国家主義が国民道徳を^{なはい}頽敗せしめたことは、道徳の形式主義的の弊害を当然に包含してゐる。個人の良心は問題にならない。唯だ国家の命ずるところに盲目的に追従することのみで十分である。外見のみを取り繕ひ、動機の純真性の如きは問はれない。」(同, 146 ページ)

国家の命ずるところに盲目的に服従することだけを要求する国家道徳は、個人の内面を一切問うことなく、その外見だけを問うことにならざるをえないから、「最も愛国心が純粹且つ強力であるべき軍隊に於て、多数の軍人の日常の関心事は、主として昇進と勲章と金銭と物欲の満足に存」する(同, 146 ページ)ことにもなったのである。なお田中は、この倫理的形式主義について、「元來道徳の形式主義化は明治以來の、或は更に溯つて封建制時代からの弊害である」とか、これは「封建主義の弊害であり、軍国主義過激国家主義の下に於て此の弊害は甚だしかった」などと述べて(同, 146—148 ページ)、その前近代性を示唆している。

過激国家主義下における道徳の、いま一つの特徴は、田中によれば、道徳の主観主義化(倫理的主観主義)である。

「これと同時に道徳の主観主義化の傾向が存してゐた。主観的に誠心誠意

に行動したならば如何なる行動を為しても許さるべきものと為す思想である。例へば重臣暗殺の罪を犯すも、愛国の至情に出でた行為である限りに於て、大いに情状^{しんしゃく}斟酌すべきものがあるとする態度は此の種の傾向に属する。即ち此の傾向に従へば人間の道德性は一つに良心の声に従ったとか、誠心誠意を以て行動したとかいふ主観的狀態に依って誤価せられ、行為が客観的普遍人類的道德律に適合してゐるか否かは全く不問に附せられることになるのである。」(同、147 ページ)

「誠心誠意」とか「善意」「良心」などの主観的意思による行為かどうかによつて、その人間の行為の道德性を判断しようとする傾向のことである。

総じて田中は、次のように述べている。

「道德の形式主義化と、其の主観主義化とは精神生活^{おそれ}が陥る虞ある最も危険な断崖である。前者は精神生活を全く無気力ならしめ、後者はこれを全く無軌道ならしむる。」(同、147 ページ)

倫理の形式主義化・主観主義化に対する、まことに見事な、かつ的確な批判だといわなくてはならない。田中は道德の形式主義化・主観主義化を軍国主義・過激国家主義の教育の特徴だとしているが、この特徴は現代の管理主義教育のそれでもあることに、よく注意しなくてはならない。

そして田中は、倫理的形式主義の克服には「宗教の力に俟たなければならぬ。宗教こそ人の内心の奥底まで立ち入って要求するものである」からだと述べている(同、148 ページ)けれども、倫理的な主観主義の克服のために「我々は普遍人類的道德原理即ち自然法(中略)の存在を承認しなければならぬ」(同、149 ページ)とか、さらにすすんで「国民道德の再建は自然法の原理に依つて行はれなければならない」(同、149—150 ページ)などと述べているが、この倫理的な主観主義の克服の仕方に関する指摘も、その自然法原理を平和主義・民主主義の原理と解するかぎり、まことに的確な指摘だといわなくてはならない。

(4) 論文「教育者に懇ふ」(1946・5・29 執筆)のなかでも、以下のように

述べている。

「道徳生活は形式主義化し、法律的外形的になって墮落した。自ら欺かないとか、良心にやましからぬやうに行動するとか云ふ気持は一般的に失はれ、人が見てゐる場合のみ形の上だけ徳目を守る傾向に陥った。」(同、176 ページ)

このように道徳の形式主義化を批判しながら、その主観主義化を次のように批判する。

「他方道徳は主観主義化し、良心に問うてやましくないこと、『自分』が是と信ずることなら何を行つてもよい。誠心誠意又は愛国の至情に出たことなら殺人行為でも何でも是認せられると云ふ思想が横行するやうになった。道徳の形式主義化が良心を麻痺させ、潑刺たる精神生活を殺してしまふことは、軍国主義的過激国家主義的時代に特に痛感したところである。道徳の主観主義化は知らず知らず不健全になってゐるかもしれない自分の良心を、絶対の権威者とするに依つて、人類の常識となつて居り又国民のよき伝統である醇風美俗を形成してゐる自然的な道徳原理を蹂躪して顧みないで、延ひては社会国家を無秩序と混乱とに導くことになるのである。」(同、176 ページ)

倫理的形式主義はやがて「良心」を麻痺させるに至り、その麻痺せしめられた「良心」に基づく行動を「善」とみなすものが倫理的な主観主義にほかならない。「人が見てゐる所では良いことをするが、蔭ではどんなことでもやる」という「良心の問題を等閑にして」いた形式主義の道徳教育も克服されなくてはならない(同、281 ページ)。「良心の鋭さといふことは、これは我々国民の道徳生活において最も欠けてゐる重大な一つの点」であるから、人間の内面に目を向けて「良心の鋭さを養ふ必要がある」(同、282 ページ)。しかし、内面的良心の問題に目を向けるだけでは足りないのであつて、さらにその主観主義の道徳教育も克服されなくてはならないのである。

「良心に忠実であるから総てが許されるといふのであつてはならない。

我々の良心は麻痺することがあります。如何に真面目に真剣に考へてやったことでも、主観的の真面目さでは足りない。客観的の道德律、詰り天地の公道に反してをることでは、良心に忠実にやったことでも本当のいゝ行ひぢやないといふことを確信する必要があるのであります。さういふ意味において我々は主観主義的の倫理学説も排斥するものであります。」(同、283 ページ)

この倫理的な主観主義への批判は、たんに被教育者の内面形成についてあてはまるだけではなくて、教育者の主観的な「善意」「誠心誠意」にも、はては国家の政治「意思」にも、例外なく一様にあてはまるのである。とくに教育者の「教育的配慮」の名の主観的行動の是非は、「客観的の道德律」にてらして、とりわけ鋭く問われなくてはならない。

私が「管理主義」教育の典型的事例の一つとして紹介した愛知県岡崎市立城北中学校の教育¹⁾のごとき、まさに教育全般を主観主義的「善意」だけで編成したものといわなくてはならない。

〔註〕

- 1) 拙著『教育基本法制と教科書問題』(前出)第4章補節「管理主義教育の問題」の464—478 ページ参照のこと。

付記 本論文「Iの5」の序にも書いたように、田中耕太郎の『教育と政治』好学校版の本格的な内容分析は、この「Iの5」で始めて「Iの6」「Iの7」までで行う。そして、その「Iの6」「Iの7」の2つの論文も執筆済みである。しかし、都合により、その「Iの6」以下の論文の発表を後にゆずって、次回(第20巻第2号)から、「管理主義教育の再検討」と題する論文を2,3回連載し、その後になって上記「Iの6」以下の論文を、また発表していくことにする。その都合とは、本『論集』編集委員会から、「本誌第20巻第2号にはできたら独立論文を寄せてほしい」という趣旨の要望があったことを指している。私自身は目下、現代日本の管理主義教育の批判

をも、合わせて当面の研究課題としてきているので、私なりの仕方編集委員会の要望にこたえようと考えた次第である。

なお、あらかじめいっておけば、上記「I の 6」以下の論文は、「教育自治の理論」という表題の下ではなく、より論文内容にそくして、表題を「戦後教育改革の思想」として発表していくことにする。「戦後教育改革はどのような教育改革であったか」の問題に、私は、田中耕太郎の教育思想の研究からだけでなく、南原繁その他の人々の教育思想の研究を積み重ねて、この教育思想研究の方面から徹底して迫ってみたいと思っているからである。その研究方法論の詳細は、そのときに順次に明らかにしていくことにする。